

山口県報

平成 22 年
9月21日
(火曜日)

目 次

規則
山口県農業改良資金貸付規則を廃止する規則（農業経営課）
告示
土地改良区定款変更の認可（農村整備課）



山口県農業改良資金貸付規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十二年九月二十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第四十七号

山口県農業改良資金貸付規則を廃止する規則

山口県農業改良資金貸付規則（平成十四年山口県規則第百五号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十二年十月一日から施行する。
（経過措置）

2 廃止前の山口県農業改良資金貸付規則の規定に基づく貸付金については、なお従前の例による。

山口県告示第三百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十二年九月二十一日

山口県知事 二井 関 成

土地改良区の名称
周東千束土地改良区

認可年月日
平成二、九、一四



平成二十二年九月二十一日
印刷發行

發行人所

山口県知事
山口市